

食肉処理施設の停電対策により 食肉の持続可能な生産・流通を 確保（全国の食肉処理施設）

事業者：地方自治体、食肉処理施設



停電時における非常用電源の優先リースの協定締結や冷蔵施設の開閉制限マニュアルの整備等を行うことで、停電時でも食肉の品質を確保し、国民への食料の安定供給を可能に。



対策名：No.112 畜産物の安定供給上重要な畜産関係施設（食肉処理施設） に関する緊急対策

- ポイント** ● 停電時における食肉処理施設の対応計画を作成
- 非常用電源の活用等により冷蔵庫内の温度を維持し、食肉の持続可能な生産・流通を確保

地域の概要・課題

平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震で起きた道内一斉停電（ブラックアウト）では、食肉処理施設において処理した食肉の温度管理が行えなくなり、一部の製品を廃棄せざるを得ない状況となりました。

今後同様の災害が発生した場合にも、食肉の廃棄を回避し、食肉の供給に支障が生じないよう各地域での実情を踏まえた対応を事前に準備しておく必要があります。

事業の概要

平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震で起きた道内一斉停電（ブラックアウト）を機に、各都道府県において選定された食肉処理施設における、停電時の対応計画の作成を開始し、例えば、北海道では、道が選定した基幹施設以外の全ての食肉処理施設においても停電時の対応計画を作成しました。

各地の食肉処理施設では、対応計画等に基づき、当該施設の食肉処理の継続や、他施設からの家畜の受入、処理された食肉の安全管理を可能としました。

見込まれる効果

緊急対策の実施により、地域の実情に応じて処理された食肉の安全管理等がなされる体制が整備されると想定されます。

これにより、災害時において交通インフラ復旧後、国民へ食肉を供給できるようになります。